

通所型サービス(介護予防通所介護相当サービス)

介護予防通所介護相当サービスの利用料

【基本部分】

サービスの内容		基本利用料 ※(注2)参照	利用者負担金※(注2)参照		
			1割負担	2割負担	3割負担
通所型サービス 1回数	通所型サービスを1週間に1回程度利用した場合(1回につき) ※1月の中で全部で4回まで 【要支援1・事業対象者】	3,800円	380円	760円	1,140円
通所型サービス 2回数	通所型サービスを1週間に2回程度利用した場合(1回につき) ※1月の中で全部で5回から8回まで【要支援2・事業対象者】	3,910円	391円	782円	1,173円
通所型サービス 1 ※(注1)	通所型サービスを1週間に1回程度利用した場合(1月につき) 【要支援1・事業対象者】	16,550円	1,655円	3,310円	4,965円
通所型サービス 2 ※(注1)	通所型サービスを1週間に2回程度利用した場合(1月につき) 【要支援2・事業対象者】	33,930円	3,393円	6,786円	10,179円

(注1) 通所型サービスの費用については、基本的に1回当たりの金額により算定しますが、1回当たりの金額により算定した1月当たりの基本利用料の合計が、要支援1の方は、16,550円を超えた場合、要支援2及び事業対象者の方は、33,930円を超えた場合には、1月当たりの金額で、それぞれ16,550円、33,930円となります。

(注2) 上記の基本利用料は、市町村が要綱等で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注3) 前ページ本文にも記載のとおり、介護予防サービス費等の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。